

教育費が少子化にあたえる影響¹

個人援助を中心とした政策提言

慶應義塾大学 樋口美雄研究会 社会保障班

鈴木俊裕 田中洋康 辻村未来 長町咲子 目黒聡
南慶吾 山崎瑛里

2007年12月

¹本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、樋口美雄教授（慶應義塾大学）をはじめ、大学院生、4年生など多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

第 1 章では少子化の現状を述べている。わが国では近年、深刻な少子化が進行している。1971 年～1973 年の第 2 次ベビーブーム以降、減少傾向が続き、2005（平成 17）年には出生数が初めて 110 万人台を割り込み、106 万 2,530 人と過去最低を記録した。合計特殊出生率が 2.1 にならないと現状の人口を維持することができないが、現状は 1.31 と大幅に下回っている。国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま少子化が続くと 2050 年には 9515 万 2 千人となって、1967 年に一億人を突破した日本の人口もそれを割り込むと推計されている。少子化が社会に対し、さまざまな影響を与えているため、少子化は大きな問題となっている。少子化が社会に与える影響は、経済成長への影響、社会保障への影響、社会的影響の三つに分けられる。少子化に伴い、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が原因で生活の活力の維持や労働力の確保という点で経済成長に影響を及ぼすというのが経済成長への影響である。社会保障への影響とは、年々国民の負担は増加している一方で、負担する人口（生産年齢人口）は減少していることと、社会保険などにおいては若年層の保険料負担を一方的に拡大させることは難しいため、一般財源への依存が一層高まり、一般政府の赤字拡大への懸念があることである。社会的影響とは、世帯人員の減少は、単身者や子供のいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である家族の形態も大幅に変化し多様化することで、単身高齢者の増加は、介護などの社会的扶養の必要性を高めることと、少子化が進行することで、子供同士の交流の機会の減少や過保護化などにより、子供の社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されることだ。少子化の原因としては、経済的負担が一番に挙げられる。また、夫婦が子供を持つか持たないか、あるいは何人もつかという選択は、こどもを一人持つことの限界的な費用と限界的な効用により決まる。調査の結果、男性女性ともに子供を持つことに対して、金銭的にも時間的にもコストがかかる、と考えている人が多いことがわかる。出生率が低下している背景には、金銭的、または時間的コストの方が子供を 1 人多く持つことで得られる効用よりも相対的に上昇していることがある。

2 章では教育費の現状について述べている。先に述べた少子化の現状を改善するためには、家計の教育費負担の軽減が重要な手立てのひとつといえる。「児童手当の拡充」という手段も考えられるものの、子育て費用の負担を少子化の原因と考える夫婦が半分近くおり、その子育て費用の中でも高等教育費の負担が一番多い。実際、松田（2005）によると、子供の教育費の中では高校・大学進学費用の軽減を望む声が全体の 6 割以上と多くを占めている、というアンケート結果が出た。

さらに、欧米では高等教育費を学生自身が負担しており、それに対して奨学金や税額控除がされているのに対し、日本では親が負担しているケースがほとんどである。教育の機会平等を考えると、学校教育費の中で私的教育費の割合が韓国・アメリカに次いで高い日本でもそのような教育費軽減の方法を考える余地がある。先にいったような世界各国の教育費軽減には、以下のような政策がされている。アメリカでは奨学金の充実、イギリスでは教育費の国庫負担の増大、ドイツでは教育費の州と連邦での負担、フランスでは学校が国立が多く、授業料はほとんどかからない、といった政策である。

第3章では先行研究の論文に触れている。先行論文では「質」の高い子どもを求める親は、子どもの数を少なくする傾向があることを明らかにし、近年の少子化は子どもコストの増大によって引き起こされたという面があるということを示されており子どもの養育・教育費を減少させるような政策が、少子化対策として有効ではないかと考え、児童手当の拡充や、教育に対する補助、奨学金の整備等、医療費補助を提案している。またもうひとつの論文ではベッカーの論文の「子供の質」について触れており、一般的傾向として裕福な家計ほど教育費や養育費など一人当たりの子供にかかる額を多くし、子供数はかえって少なくする傾向があり、これが裕福な国、特に教育程度の高い国ほど出生率が低い主な理由の一つであると言っており、これを打開するために子供の質の価格の低下を促す政策が必要であるとしている。

第4章では少子化の要因について実証分析をしている。結果、少子化と教育費には有意な関係が見られた。この結果に対して、第5章では具体的な政策提言をしている。子供の質の価格を下げる政策として、奨学金制度の拡充、還付式税額控除の導入を提言している。奨学金についての政策提言では、現在の奨学金制度では適切な層に奨学金が配分されていないことから 無利子奨学金、有利子奨学金、給付奨学金の割合の見直しと増額を、アメリカに比べてデータ不足から実証研究の例が少なく、適切な運営がされていないことから 教育、奨学金関連の個表データの整備を、未返済の奨学金を効率的に回収するために 返済の所得連動型の導入を提言している。

また、還付式の税額控除の政策提言では、現在の税制を使った支援策である扶養控除が所得控除である故に、高所得ばかり恩恵を受けてしまうという逆進性の問題について触れ、低所得層がより恩恵を受け、教育費をはじめとする経済的負担感を解消するために還付式の税額控除の導入を政策提言している。

本稿の要約は以上である。

目次

はじめに

第 1 章 少子化の現状

- 第 1 節 (1 . 1) 少子化の現状
- 第 2 節 (1 . 2) 少子化が社会に与える影響
- 第 3 節 (1 . 3) 少子化の要因

第 2 章 教育費の現状分析

- 第 1 節 (1 . 1) 少子化と家計の教育費
- 第 2 節 (1 . 2) 高等教育費の軽減について

第 3 章 先行研究

- 第 1 節 (1 . 1) 先行研究
- 第 2 節 (1 . 2) 出生についての理論

第 4 章 少子化の要因の実証分析

- 第 1 節 (1 . 1) 節の見出しを記入
- 第 2 節 (1 . 2) 節の見出しを記入

第 5 章 政策提言 奨学金の拡充

- 第 1 節 (1 . 1) 奨学金の現状分析
- 第 2 節 (1 . 2) 政策提言

第 6 章 政策提言 還付式税額控除の導入

- 第 1 節 (1 . 1) 税制を用いた経済的支援の現状
- 第 2 説 (1 . 2) 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

第二次ベビーブーム後の日本では徐々に少子高齢化社会が進み、現在では世界でも最も低出生率の国のひとつとなっている。それにより日本の人口は減り始め、労働力の問題・社会保障の問題など、様々な、かつ、深刻な問題に波及効果を及ぼしている。つまり、少子化問題を改善することが現在の日本が抱える多くの問題の解決への糸口となるのだ。しかし、政府は効果的な政策をみいだせてはならず、早急な少子化対策が必要となっている。

ではその少子化はなぜおこったのであろうか。その原因もひとつではなく、女性の高学歴化や就業率の上昇や核家族化、住宅問題、そして子供にかかる費用の高さなどがあげられる。

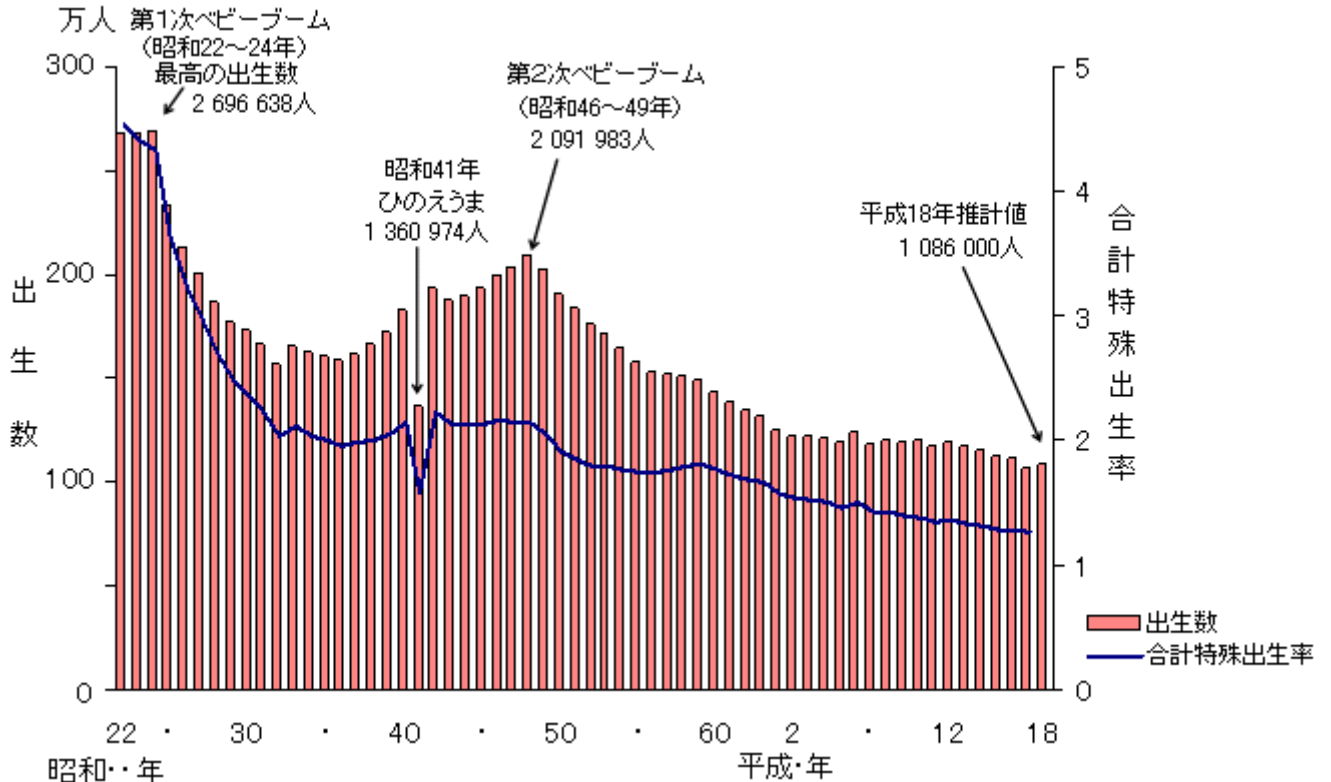
本稿ではそのなかで、子供にかかる費用に着目する。さらに中でも子供の教育費の高さを考えたい。近年では義務教育終了後に高校進学、更には大学進学を選択する子供が増加しているが、特に大学の授業料は家計にとっては重い負担となっているためである。これは、世界各国の家計の教育費負担と比較をしても、家計における高等教育費の負担は重い水準となっている。教育とは、すげての人間が公平に受ける権利を持つものである、という事と、世界各国では多様な奨学金制度や税額控除制度によって家計の教育費負担を軽減し、人材を育成している事を考慮すると、日本も国際的信用・国際競争力の確保のためには家計の高等教育費負担の軽減、またはその世代を持つ家庭への支援が必要となる。本稿ではその方法として、奨学金の充実 還付式税額控除導入を政策提言する。

第1章 少子化の現状

第1節 少子化の現状

わが国では近年、深刻な少子化が進行している。図1-1からもわかるように、戦後すぐの1947年（昭和22年）から二年間続いた第一次ベビーブームの際に最高の出生数を記録した以降、出生数は急激に低下し続けた。しかし、1947年～1949年生まれの世代が20代に入るとエコー効果で出生数も上昇をはじめ、第2次ベビーブームが1971年～1973年まで続いた。しかしそれ以降、またしても減少傾向が続き、2005（平成17）年には出生数が初めて110万人台を割り込み、106万2,530人と過去最低を記録した。第二次ベビーブームをうけて、再度出生数のエコー効果が期待されるも第三次ベビーブームとはならなかった。合計特殊出生率が2.1にならないと現状の人口を維持することができないが、現状は1.31と大幅に下回っている。国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま少子化が続くと2050年には9515万2千人となって、1967年に一億人を突破した日本の人口もそれを割り込むと推計されている。

図1 - 1 日本の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部 ・ 2006年は概数による。
 (出所：厚生労働省「平成18年度人口動態統計」)

第2節 少子化が社会に与える影響

ではなぜ少子化が問題となっているのか。それは少子化が社会に対し、様々な影響を与えるためである。以下で詳しく見ていく。

第1項 経済成長

図1-2と表1-3からもわかる通り、少子化に伴い生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少し、65歳以上の高齢者が増加してきている。元RIETI客員研究員の藤原美喜子氏によると、2000年には30歳未満の若年労働力人口が1588万人であったのが、2015年までには1078万人と約30%が減少し、30~59歳の層でも2000年に4258万人であった労働力人口が3981万人と、約270万人減少すると予測されている¹。生産年齢人口の減少は、生活の活力の維持や労働力の確保という点で経済成長に影響を及ぼす。よって政府は、将来的に外国人労働者に頼るのか、働く女性に仕事を辞めずに子供を産んでもらうか、政策決定をしていかなければいけない。そうでなければ、労働市場の規制緩和をすることで労働力を確保する必要がある。また、少子化は高齢化のひとつの要因でもあり、人口の高齢化は貯蓄率を

¹ 「少子化と日本経済 - 家族政策予算の大幅引き上げを - 」『産業経済ジャーナル』2003年1月号 より

低下させ、これが国内における投資資金の減少をもたらし、海外からの直接投資が増加しなければ、国内の資本ストック蓄積の速度を鈍化させる可能性がある。生産性については二通りの考え方がある。少子化で労働力人口が減少すれば、規模の経済が失われるという考え方と、労働力減少を逆手に取り、省力化投資を進めるなどの考え方である。

図 1 - 2 年齢別人口の推移と将来予想

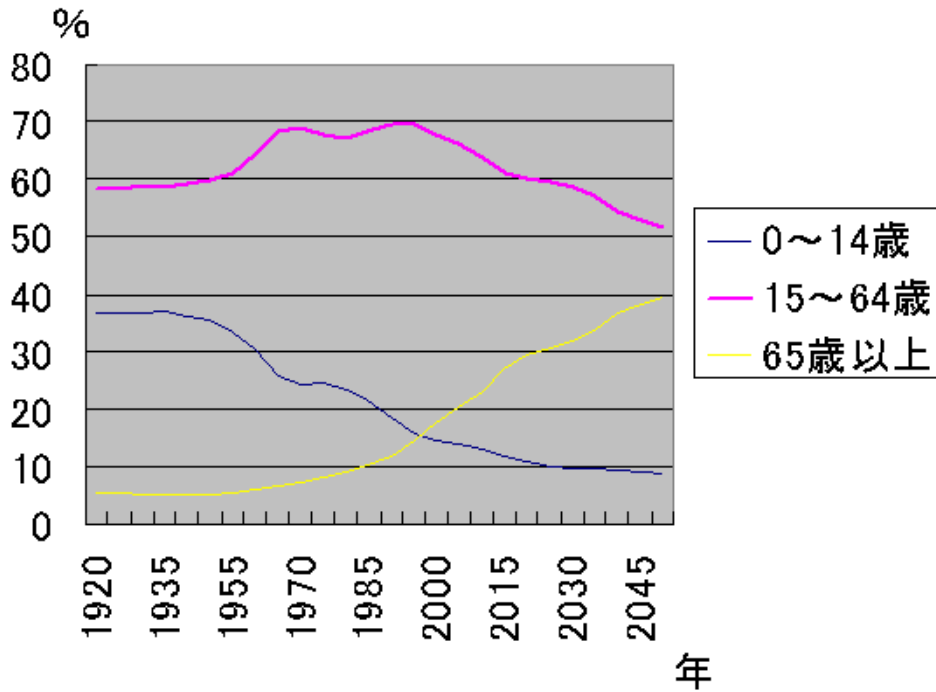


表 1 - 3 年齢別人口の割合の推移

	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上
大正 9	36.5	58.3	5.3
14	36.7	58.2	5.1
昭和 5	36.6	58.7	4.8
10	36.9	58.5	4.7
15	36.1	59.2	4.7
25	35.4	59.6	4.9
30	33.4	61.2	5.3
35	30.2	64.1	5.7
40	25.7	68	6.3
45	24	68.9	7.1
50	24.3	67.7	7.9

55	23.5	67.3	9.1
60	21.5	68.2	10.3
平成 2	18.2	69.5	12
7	15.9	69.4	14.5
12	14.5	67.8	17.5

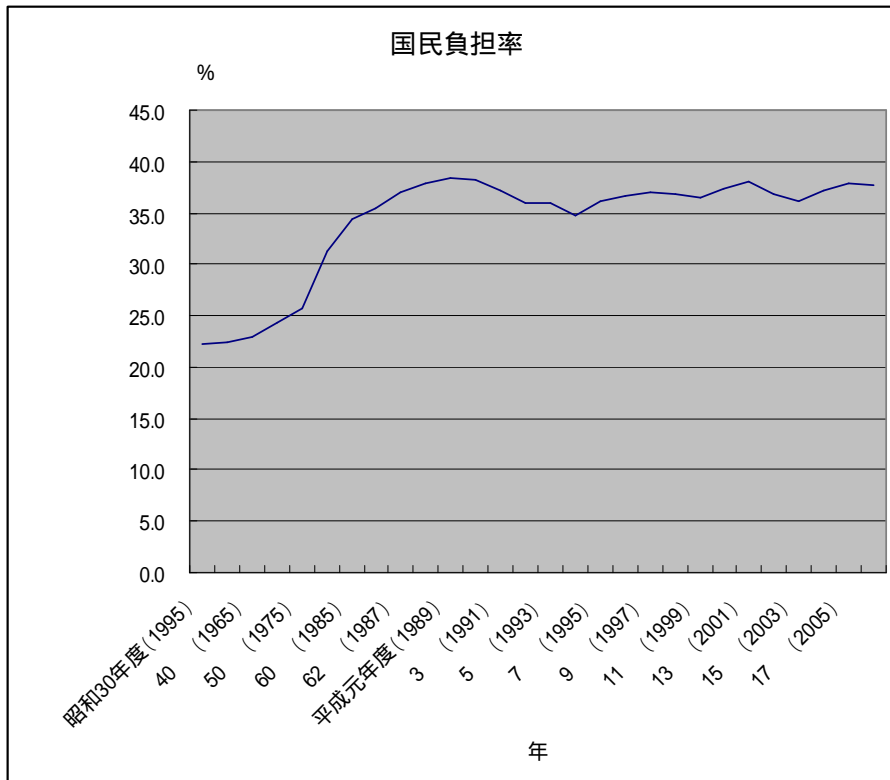
(%)

(出所：グラフ・表ともに総務省統計局データより筆者作成)

第 2 項 社会保障

図 1 - 4 は社会保障費に対する国民負担率対国民所得を示したものである。このグラフからもわかるように、年々国民の負担は増加している一方で、負担する人口(生産年齢人口)は減少している。また、少子高齢化にともない、社会保険などにおいては若年層の保険料負担を一方的に拡大させることは難しいため、一般財源への依存が一層高まり、一般政府の赤字拡大への懸念がある。年金や医療保険料率の引き上げは、企業の雇用主負担を上昇させ、この点を通じても国際競争力に影響を及ぼす。また、平成 12 年 10 月の厚生労働省推計によると、社会保障給付費は 2005 年に 100 兆円、2010 年には 127 兆円と税収入の約 4 倍、2025 年には 207 兆円になるとされている。実際、国民負担率は 1975 年の 7.5%から 2002 年には 15.5%と大幅に増加している。世帯主の年齢階級別所得再分配状況によれば、60 歳以上か未満かで当初所得と再分配所得の額が逆転して税金がもらえない、ということになりかねない。

図 1 - 4 国民負担率



(出所：財務省データより筆者作成)

第3項 社会的影響

総務省「国勢調査」(2000(平成12)年)によると、わが国の世帯数は約4678万世帯で、1世帯あたり平均人数は、2.67人である。1960年の4.14人と比較すると1.47人減少している。世帯人員の減少は、核家族化や子供の数の減少、若者や高齢者の単独世帯の増加も影響している。このように、単身者や子供のいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である家族の形態も大幅に変化し多様化することで、単身高齢者の増加は、介護などの社会的扶養の必要性を高める。また、子供の数が少なくなることで、子供同士の交流の機会の減少や過保護化などにより、子供の社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

第3節 少子化の要因

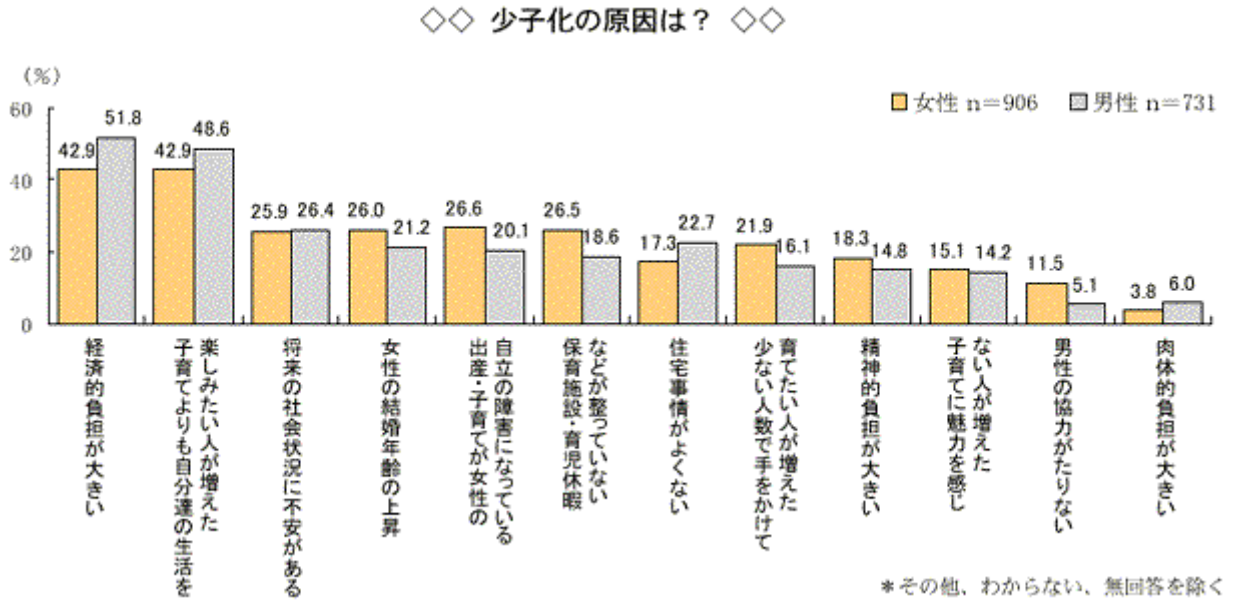
夫婦が子供を持つか持たないか、あるいは何人もつかという選択は、こどもを一人持つことの限界的な費用と限界的な効用により決まる。図1-5より、男性女性ともに子供を持つことに対して、金銭的にも時間的にもコストがかかる、と考えている人が多いことがわかる。出生率が低下している背景には、金銭的、または時間的コストの方が子供を1人多く持つことで得られる効用よりも相対的に上昇していることがある。

時間的なコストとは、図1-5にもあるように、「余暇時間の減少」や「女性のキャリアの妨げ」があげられる。慶應義塾大学の樋口美雄教授によると、時間的なコストを担っているのは圧倒的に女性の方であり、企業が育児休業制度を整える事や行政としての保育サービス向上でその時間的なコストも改善できるそうである¹。

では一方で金銭的なコストとは具体的には何の費用をさすのであろうか。ここでは教育費をはじめとする子育て費用があげられる。表1-6からもわかる通り、20代の女性の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が80%を超える。

¹ 「効果的な少子化対策のあり方を求めて」 経済社会総合研究所 経済政策フォーラム 21世紀ビジョンシリーズ より

図1-5 少子化の要因



(出所：世田谷区生活文化部 子ども・男女共同参画課「男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書」)

表1-6 妻の年齢別に見た、予定子供数が理想子供数を下回る理由

妻の年齢	標本数	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	高年齢で生むのはいやだから	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	健康上の理由から	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	欲しいけれどもできないから	家が狭いから	夫の家事・育児への協力が得られないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	その他
25歳未満	(21)	81.0%	4.8	14.3	19.0	23.8	33.3	—	14.3	19.0	14.3	4.8	14.3	—
25～29歳	(186)	81.7	7.5	16.7	28.0	11.8	15.1	5.4	20.4	13.4	18.3	6.5	8.6	7.0
30～34歳	(417)	75.5	16.5	25.7	27.1	15.1	21.8	12.9	18.0	9.4	17.3	6.2	8.2	6.5
35～39歳	(525)	59.2	42.1	25.5	20.2	19.0	18.1	16.2	16.2	13.5	13.0	12.4	7.0	6.7
40～44歳	(516)	57.8	40.7	20.3	17.1	23.6	15.1	20.5	13.0	12.2	8.9	11.6	6.2	4.7
45～49歳	(469)	53.1	41.4	18.3	15.6	23.0	14.1	17.3	9.2	11.9	4.9	8.7	6.8	4.5
総数	(2,134)	62.9%	33.2	21.8	20.4	19.7	17.1	15.7	14.6	12.1	11.5	9.6	7.2	5.6

注：予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦について。複数回答のため合計は100%を超える。

(出所：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」)

第2章 教育費の現状分析

第1節 少子化と家計における教育費

1999年では子ども2人の世帯でヶ月あたり約44000円かかっている。消費支出に占める教育関係費の割合も1999年では12.6%になっている。年々教育関係費¹、教育関係比率が上昇しているといえる。

表2-1 教育費の推移

年	教育関係費(円)	教育関係費比率 (%)
1969	4192	5.8
74	8387	5.8
79	16638	7.5
84	24556	9.1
89	34581	10.8
94	44453	12.3
99	44471	12.6

(出所：内閣府「平成13年度版国民生活白書」)

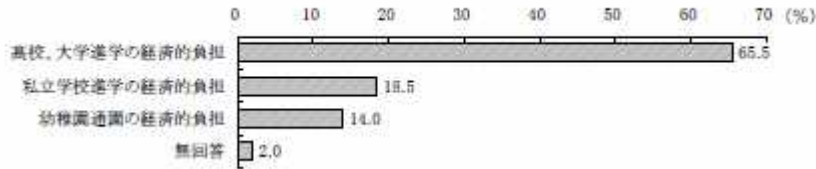
少子化に対する対策はさまざまあるが、以上をふまえても家庭が負担する教育費の軽減も1つの方法として重要といえる。各家庭の教育費負担を軽減する施策としては、まず児童手当の拡充が考えられる。しかし、株式会社第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 研究開発室 主任研究員 松田茂樹氏は「児童手当の拡充は、子育て期の世代が感じている経済的負担感を軽減するための方法としてはミスマッチである。」と述べている。

子育て費用のうち多くをしめるのは教育費であるためである。野村證券株式会社の「家計と子育て費用調査」によると2005年には、子育て費用における教育費(授業料・学校以外の教育費、けいこごと)の割合、いわゆるエンジェル係数は、第一子学歴別にみると、乳幼児ならば16.0%、小学校までならば25%前後、中・高校生ならば37%と、学歴が高くなるにつれて高くなってきている。また、幼稚園4歳から大学までの教育費と学生生活費の合計は、すべて公立の場合で1,369万円、高等学校だけが私立で他が公立である場合で1,519万円にのぼる²。先に見たように20~39歳の男女が最も求めている少子化対策も教育に伴う経済的負担の軽減が第一位であり、表2-2のように、その中でも「高校、大学進学のための経済的負担」の軽減を求める者が全体の6割以上を占めている。

¹ 「教育関係費」とは、夫婦と子供二人世帯の消費支出に占める教育関係費の割合をさす。

² 文部科学省「子どもの学習費調査」「学生生活調査」2002年。

表 2 - 2 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野内の施策間において特に充実が望まれているもの（1つ選択）



注：全国44都道府県に居住する20歳から39歳までの男女6,000人が対象、有効回答数2,046人（有効回収率34.1%）
資料：総務省「少子化対策に関する政策評価書—新エンゼルプランを対象として」（2004年）

（出所：松田茂樹「育児期の共働き夫婦のワーク・ライフ・バランス」第一生命経済研究所「ライフデザインレポート」2005年3月号）

日本は欧州と比べて高等教育の公費負担が充実していないため、高等教育費は高コストで、なおかつ親が負担することが多い。目先の児童手当を拡充したとしても本質的な親の負担は減ることはない。もちろん、児童手当と高等教育費負担の軽減策の両者を行うに越したことはないが、厳しい財政状況の折、より効果が見込まれる施策に重点的に予算を配分すべきという指摘（総務省「少子化対策に関する政策評価書 - 新エンゼルプランを対象として」2004年）をふまえると、子育てへの経済的支援の中身についても「選択と集中」が求められている。さらに文部科学省による、平成17年度学校基本調査速報の就園率・進学率の推移を追うと、近年の高学歴化により義務教育はもちろんのこと、高等学校等進学率（通信含む）は97.6%、専修学校（専門課程）進学率（現役）は19.0%、大学・短期大学進学率（過年度高卒者を含む）は51.5%とどれも右上がりには伸びている。

表 2 - 3 各学校区分における進学率

区分		公立		私立	
			伸び率		伸び率
幼稚園	3歳			507,969	1.1
	4歳	211,171	1.9	482,496	5.2
	5歳	259,012	2.4	537,337	1.7
小学校	1年生	341,596	7.4		
	2年生	254,779	9.6		
	3年生	275,556	3.9		
	4年生	301,093	6		
	5年生	333,800	9.6		
	6年生	377,749	8.2		
中学校	1年生	458,252	1.8	1,586,218	1.9
	2年生	416,598	11.5	1,078,930	1.6
	3年生	530,428	8.7	1,153,557	7
高等学校（全日制）	1年生	574,894	2.7	1,177,651	5.9
	2年生	465,835	8.1	950,665	6.7

3 年生	512,042	3.9	968,924	2.7
------	---------	-----	---------	-----

(出所：文部科学省「学校基本調査速報」平成 17 年)

第2節 高等教育費の軽減について

図 2 - 4 からわかるように、世界各国の家庭が負担する高等教育費は日本のものと比べて低い水準である。公費負担が一番低いのに対し、私費負担は韓国・アメリカに次いで高くなっている。また、学校教育費中の私費教育費の割合を見ても、韓国・アメリカに次ぐ高さである。

では具体的にはどのように高等教育費の軽減をするべきだろうか。まずは世界各国の教育費についての政策を見る。

第1項 世界各国の教育費政策について

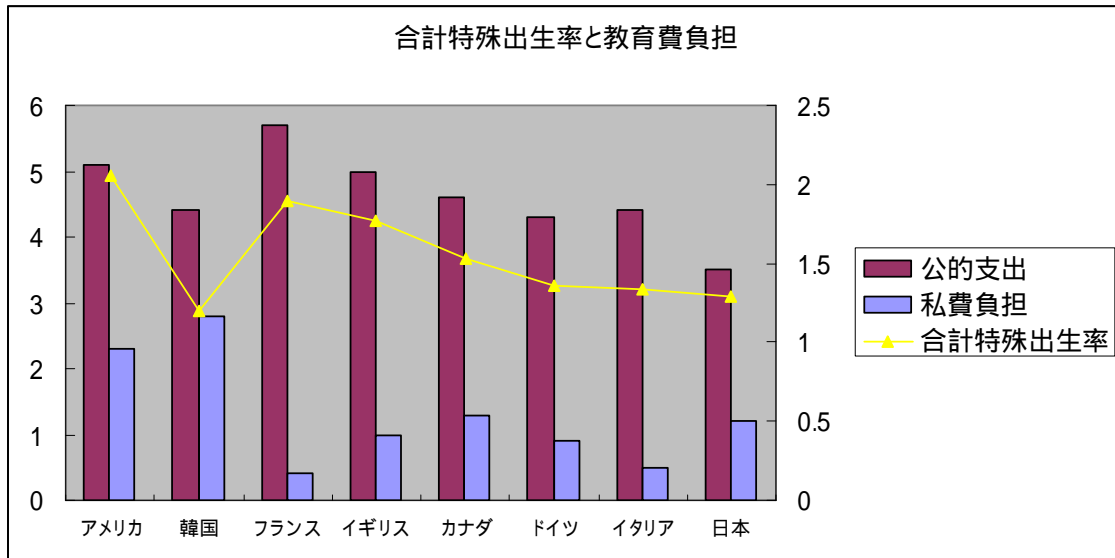
アメリカでは、州立大学が公立大学の大半を占め、州が学費の多く負担をしている。私立大学においては、学生納付金が最大の財源だが、連邦から研究者個人・グループに支給される研究補助金の一部が大学に入る仕組みになっている。学生の負担については、連邦給与奨学金や連邦保証貸与奨学金などの奨学金制度が充実していて、50%の学生が何らかの形で奨学金を受けている。HOPE 奨学税額控除では入学後 2 年間で最大 1500 ドルの税額控除が受けられる。

イギリスでは、国からの補助金に多くを依存している。フルタイムの学生に対しては、給与奨学金制度があり、その費用は国が負担し、地方教育当局から支給される。これに授業料分が含まれており、それを学生から徴収する。そのため、実際には学生の負担はない。約 4 割の学生がこの授業料免除制度を受けている。それと並行して授業料の卒業後払い制(所得による累進性)の導入が計画されている。また、公的財政については、高等教育および研究のいずれにおいても対 GDP 比の数値目標を挙げて、増額を明確に掲げている。

ドイツでは高等教育機関は大半が州立で、経費は州と連邦が負担していて、授業料等は徴収していない。学生は親の所得に応じて、連邦教育助成法に基づく奨学金が支給され、半額は給与、半額は貸与される。また、2006 年から 2011 年までに、総額 19 億ユーロ(約 2,565 億円) 毎年最高 3 億 8 千万ユーロ(513 億円)の助成を、最大 10 の大学、40 の卒業課程、30 のエクセレンス・クラスターに競争的資金として配分することが計画されている。

フランスでも、高等教育機関の多くが国立で、経費も国が多くを支出している。学生は登録料を負担するが、授業料負担はない。

図 2 - 4 合計特殊出生率と教育費負担



(出所 ; 国立社会保障・人口問題研究所一般人口統計 - 人口統計資料集(2007年版) - より筆者作成)

..

第3章 先行研究

第1節 先行研究

次に先行研究から少子化と教育費の関係について考察してみる

大山(2004)は子供コストが子ども数に与える影響について、OLS や ordered probit に加え、操作変数推定法を用いて検定を行った。その結果、子ども1人あたりに多くの費用をかけ、「質」の高い子どもを求める親は、子どもの数を少なくする傾向があることを明らかにし、近年の少子化は子どもコストの増大によって引き起こされたという面があるということを示した。よって、氏は子どもの養育・教育費を減少させるような政策が、少子化対策として有効ではないかと考え、児童手当の拡充や、教育に対する補助、奨学金の整備等、医療費補助を提案している。

新谷(2005)は少子化の背景要因の1つである「教育費の負担」の実態をより詳細に把握するため、有配偶女性の子育てにおける教育費の負担意識が近年どのように変化しているのか、また、本人の社会経済的属性や教育投資の意識、子どもへの進学期待、学歴観によって教育費の負担意識が異なるのかについて、主として妻の出生年別の比較および諸変数との関連を少子化に関するマイクロデータの分析を通して明らかにした。その結果、氏は出生意欲と進学期待がトレードオフの関係にあることを推察し、また、「大学全入時代」を前提とした学歴社会における子育てを、社会全体でどのようにサポートできるかを最重要課題として挙げている。

山口(2005)はベッカーの論文の「子供の質」について触れており、一般的傾向として裕福な家計ほど教育費や養育費など一人当たりの子供にかかる額を多くし、子供数はかえって少なくする傾向があり、これが裕福な国、特に教育程度の高い国ほど出生率が低い主な理由の一つであると言っている。また、家族収入の増加は最初の子供を産む確率を増加させるが、たとえば3児以上など多産への傾向を減少させると考えられており、実際米国ではこれは実証されていると言っている。家計研のデータでは夫の収入が大きいと1児目の出生率が上がるが、2児目と3児目の出生率には影響が無く、また夫の収入が上がると妻の3児目の出生意向は下がり、1児目と2児目の出生意向には影響が見られなかったとし、このことは政策的には子供の質の価格を軽減させることが、出生率を高めることを示唆していると言っている。

第2節 出生についての理論

出生についての経済学理論 (Becker 1960, 1981; Becker and Lewis 1973) では、子供を他と同様消費財と考え通常出生行動は以下の4要素の結果であると考えられている。

第1は予算制約である。これは通常家族収入で測る。

第2は子供にかかるコストであるが通常の財と異なり費用は NQ で表される。ここで N は子供の数であり、 Q は子供の「質」であって子供一人当たりにかかる予定の出費を意味する。収入が高いと親は子供一人当たりにより高い教育費や養育費を出費する傾向が見られるので $Q/I > 0$ と仮定されている。は子供1人当たり質1単位当たりの価格であるが、与えられた社会的制度の基で例えば初等・中等教育や高等教育にどれほど費用がかかるかになどに依存するが、その大きさは第3番目の要素である出産と育児の機会コストにも依存する。ここで機会コストは出産と子育てをすることで失われるであろう収入や時間が他に振り向けられれば得られたであろう期待収入で、収入が高ければ機会コストも高くなる。第4番目は子供から得る効用であるが、これは N と Q の双方に依存し正常財として、効用は N および Q の単調増加関数と考えられている。

これらのモデルで収入の影響については、直接の収入効果に加えて収入に伴って大きくなる質のコストの効果がある。「質の価格」は $P_Q = N$ と与えられるのでこれは子供の数に比例して大きくなる。収入効果が子供の数に依存しないのに、価格効果は子供が増えると増大するので、収入と子供の数との効用への負の交互作用が導かれ (U/I が N の増加と共に減少し)、高収入は例えば第1子目の出生率には (収入効果が価格効果を上回って) 正の効果を与えるが、第3子目やそれ以降の多産傾向には (価格効果が収入効果を上回って) 負の効果を与えると期待されている。これらの仮説は、米国では例えば (Seiver 1978) によって経験的に裏付けられており、Yamaguchi and Ferguson (1995) は米国のデータについて母親の教育効果についても同様の既存の子供の数との交互作用効果があるという結果を示している。

子供一人当たりにかかる教育やけいこ事や健康管理など子供の「質」の出費が収入とともに増大するため平均的には出生率をかえって低めることは、少子化が始まる以前に高学歴化と出生率の鈍化の相関が先進諸国で見られたところからの通説であった。米国ではミクロな個人の出生率の分析でも、収入にともなって子供の数に比例して増える子供の質の価格効果が期待され、収入の増加は第1子の出生率を高める一方多産を抑制することが検証されてきた。一番の問題は子供の「質の価格」の軽減で、ここに政府の果たす大きな役割があると思われる。子供の質価格の低減は子供の出費 NQ について子供一人当たりの質の単位価格の減少を意味し、結果として収入が同じならば NQ が増えるので、子供の「数」 N と「質」 Q の間に極端な代替性を仮定しない限り子供の質だけでなく数も増えると期待できる。反対に子供の質の価格が増大すれば子供数は減ると予測できる。

以上の論文と理論から子供の質の価格を下げるような政策が少子化対策に有効な対応策になると考えられる。次章では、少子化の要因として教育費が寄与しているかを実証分析していく。

第4章

第1節 推計方法とデータ

ここでは教育費が少子化に与える影響を検証する。手法は都道府県別のクロスセクションデータによる回帰を行った。説明変数には、少子化の要因をいくつか考えて採用した。

合計特殊出生率 = $\beta_0 + \beta_1 \times$ 在学者一人当たりの教育費
 $\beta_2 \times$ 女性の労働力率
 $\beta_3 \times$ 完全失業率
 $\beta_4 \times$ 住宅地地価
 $\beta_5 \times$ 保育士一人当たり保育所在所持数

在学者一人当たりの教育費

教育費の指標として、世帯の平均教育費を、その地域の世帯の平均在学者数で割った値をとった。これは、2004年度の「全国消費実態調査」の値である。子育てにかかるお金の大部分を占める教育費の高騰は少子化の要因になっていると考えられる。したがって、在学者一人当たりの教育費の高騰はマイナスの影響を与えると予想される。

女性の労働力率

女性の社会進出を表す指標として女性の労働力率をとった。これは、総務省による2005年度の「国勢調査」の値を使用した。女性の労働力率が高いほど晩婚化・非婚化が進むと考えられる。したがって、予想では女性の労働力率は出生率にマイナスの影響を与えると予想される。

完全失業率

各都道府県の景気の差を表す指標として完全失業率をとった。これは、総務省による2004年度の「労働力調査 - 都道府県別結果 - 」のうち、就業状態・従業上の完全失業率のモデル推計値である。失業率の低い地域は不況であり、その地域は世帯の収入減と先行き不安から出生率が低いと考えられる。したがって、予想では完全失業率の上昇は出生率にマイナスの影響を与えると考えられる。

住宅地地価

各都道府県の景気の差を表す指標として住宅地地価をとった。これは、国土交通省による2004年度の「都道府県別地価調査」のうち、東京都を100とした価格指数の値である。地

価が高いほど、住居が狭いと考えられるため、出産を抑制する可能性がある。したがって、住宅地地価の上昇は出生率にマイナスの影響があると考えられる。

保育士一人当たり保育所在所持数

保育の充実度を表す指標として保育士一人当たり保育所在所持数をとった。これは、総務省による 2003 年度の「社会生活統計指標」のうち、教育に関する値である。保育の充実度が高い地域は女性のワークライフバランスが成り立ちやすく、出生率が高いと考えられる。したがって、予想では保育士一人当たり保育所在所持数の増加は出生率にプラスの影響を与えると考えられる。

第2節 推計結果

以上のような変数を用いて推計したところ、次のような結果を得られた。

	係数	決定誤差	t 値	P 値
切片	0.707609	0.368238	1.921610	0.0616
在学者一人当たり教育費	-7.62E-06	3.00E-06	-2.540644	0.0149
女性の労働力率	0.020665	0.006202	3.332204	0.0018
住宅地地価	-0.002849	0.001062	-2.683452	0.0105
完全失業率	0.009004	0.015519	0.580194	0.5650
保育士一人当たり保育所在所持数	-0.023812	0.013822	-1.722769	0.0925
自由度修正済み決定係数	0.647300			

今回の分析では在学者一人当たり教育費、女性の労働力率、住宅地地価の値が有意となった。在学者一人当たり教育費と住宅地地価は予想通りの結果となったが、女性の労働力率は予想とは反する結果となった。

これは女性の社会進出が進む中で、家計の所得が上がったことや女性が働きながら子育てができる環境が整備されてきていることに起因すると考えられる。例えば、社内に育児施設を保有したりと出産・育児における女性労働者の負担を軽減しようとする動きや女性が育児休暇を取得しやすい環境が整ってきているといえる。

以上の分析を通じて 2 章で述べた教育費の高騰が少子化に負の影響を与えるという考えを実際に検証することができた。

第5章 政策提言 奨学金制度の拡充

第1節 奨学金の現状分析

現在、国内の奨学金は三つに大別される。日本学生支援機構による奨学金、各大学における奨学金、地方公共団体や公益法人といったその他のアクターによる奨学金である。

日本学生支援機構の前身である日本育英会は、1943年に大日本育英会として発足し、無利子の貸与制奨学金事業を基本としながら、様々な制度の変遷を経てきた。1984年からは有利子奨学金事業が開始されたが、この有利子奨学金は、1999年度に貸与条件が大幅に緩和されている。このため、貸与者数も大幅に伸び、日本学生支援機構によると、2006年の無利子貸与奨学金貸与者は 377,456 人、有利子奨学金貸与者は 631,997 人と、合わせて 1,009,453 人となっている。

日本学生支援機構における奨学金貸与状況				
区分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸与人員	第一種奨学金	人 (44.9%) 418.465	人 (41.0%) 401.297	人 (37.4%) 377.456
	第二種奨学金	(55.1%) 512.727	(59.0%) 576.939	(62.6%) 631.997
	計	(100.0%) 931.192	(100.0%) 978.236	(100.0%) 1.009.453
貸与金額	第一種奨学金	千円 (37.7%) 248.757.430	千円 (34.8%) 252.245.427	千円 (32.3%) 252.424.304
	第二種奨学金	(62.3%) 411.170.403	(65.2%) 472.745.569	(67.7%) 529.363.060
	計	(100%) 659.927.833	(100%) 724.990.996	(100%) 781.787.364

(注) 各欄上段()内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。
(出所 平成 18 事業年度事業報告書 日本学生支援機構)

無利子奨学金は、政府からの貸与金をその原資としており、有利子奨学金は政府が市場から調達した貸付金である財政融資資金と、日本学生支援機構が発行する債券により調達した資金である財投機関債を財源としている。また、以前は一定期間教員または研究者の職に就いた場合は変換を免除されることとなっていたが、この制度は廃止された。現在は大学院で奨学金の貸与を受けたもののうち教育研究で優れた業績をあげた者に対して返還額の半額または全額を免除することになっている。

各大学においては、経済的困窮者や成績優秀者に対して授業料減免や奨学金の支給などの奨学事業を行っている。国立大学では、授業料収入の 5.3% を上限として、経済的理由で納付が困難であり、学業優秀と認められる学生に対して授業料が免除されてきた。先の法人化以降は、運営交付金が同様の前提で措置されているため、各国立大学における奨学体制は継続していると見てよいだろう。また、私立大学においては、経済的困窮者に対する奨学事業に関して、実施額に応じた私立大学等経常費補助金が配分上考慮されることとなっている。2003 年度においては、国立大学では 8 万人が減免の対象者となっており、私立大学の経常費補助金では 32 億円が奨学事業の実施工に算入されている。

また、日本学生支援機構の調査によると、2003 年度において地方公共団体がやっている奨学金事業では、9 万 4 千人に対して総額 201 億円の奨学金が支給されている。公益法人がやっている奨学金事業においては、8 万 8 千人に対して総額 298 億円の奨学金が支給されている。双方ともその 7 割が給付制の奨学金となっており、いずれも対象学生数の半分以上は高校生であるものの、支給額ベースでは 6 割近くが高等教育段階を対象としている。

給・貸与別学生数			
項目	地方公共団体	学校	公益法人
給与	人 45.602	人 34.623	人 23.543
貸与	40.027	7.384	60.382
給・貸与	8.285	44.542	3.651
計	93.914	86.549	87.576

(出所 平成 15 年度奨学事業に関する実態調査 日本学生支援機構)

日本の奨学金制度の持つ特徴として、奨学金のカバーする学生数が少ないことが挙げられる。上記の通り、1999 年の条件緩和以降、奨学金を利用する学生数は増加したものの、生活費に対する奨学金も存在するヨーロッパや、連邦奨学金と州政府、大学、民間などを含めると学部学生のうち 44% が奨学金を受け取るアメリカと比して、奨学金を利用する学生の割合は顕著に低い。また、基本的に貸与の形をとる日本の奨学金の内容は、受給者にとって厳しい。学部学生だけに限ると、日本の奨学金のうち 6 割以上が有利子である一方、アメリカでは、なんらかの贈与奨学金を受けている者が 44%、貸与が 29% (うち 18 パーセントが両方を取得している) である。また、日本では貸与額も無利息では月額 4~6 万円程度であり、授業料分にも及ばない。加えて、奨学金の受給が決定するのは、入学前の予約制度も導入されたとはいえ、基本的に大学入学後である。こうした制度的な制約ゆえに、日本にお

ける奨学金は高校生が大学入学についての意思決定をする時に影響を与えることは少ないと考えられる。

また、奨学金制度の最大の問題として、返済滞納の問題がある。現在の返還システムは、口座引き落としが中心になっているが、新規に返還を始める者のうち5%程度が、そもそもこの口座を開設していない。また、当該年度に期限がきて要返還となった総額のうち7%程度が未返還となっている。さらに過去からの延滞分については回収率が10~20%程度にとどまっている。返済の滞納は奨学金制度の根幹を崩す重大な問題である。

以下、先行研究の論文を見ながら奨学金制度の現状分析を続ける。

奨学金に関連する分析を行った論文のうち、本論文と強く関連するのは次の4つである。島(1999)は、親と学生の学生費負担の時系列変動、及び設置・居住形態別学生費負担の時系列変動が進路選択に与える影響を分析した。その結果、70年代以降急速に拡大した学校納付金などの影響により、親の学生費負担はかなり大きなものとなった一方、平均的な学生の生活はある程度ゆとりのあるものとなっており、現在までの高等教育の私的負担を担ったのは学生ではなくその親であること。また、学生費の全てを自己負担によってまかなっている学生も存在しており、これらの学生にとってアルバイト等が学業上の障害になっていることが知見として得られた。分析自体は奨学金を対象としたものではないが、知見のうち前者は奨学金の受け取り手として学生本人以外にも親が受け取るという選択がありうること、後者はそういった学生がなぜ奨学金を利用しないのか、あるいは奨学金以外にも労働をしなければならないのかという問題を示唆している。

加藤(2005)は、平成14年度実施の学生生活調査を基に分析を行っている。その中で、現在の奨学金は就学が困難であるような経済状況の学生に対する教育機会を保障しているわけではなく、学生生活に経済的なゆとりをもたらすという形で機能している側面があること。その一方、経済的理由による大学中退者が増えていることは、経済的に就学が困難となるような危機的状況もまた増えていることを示唆していることが分かった。特に後者の知見は先の島(1999)の知見と合わせて考察すると非常に興味深く、経済的に就学が困難であるにも関わらず奨学金を利用しないのは、現行の奨学金制度に存在する問題ゆえではないかと推測される。給付される奨学金の額そのものの上限の低さや、新卒3年以内での離職率が3割を超える現状で返済リスクを負わなければならないという、貸与システム自体の軋みを加藤は指摘している。

小林(2007)によると、高等教育機会の格差は比較的小さいものとみなされてきており、政策課題とされてこなかったものの、地域別や男女別にみると、高等教育機会の所得階層間格差はまだ大きいことが分かった。しかし、この格差の是正策として、現行の日本学生支援機構による奨学金はその多くを貸与の奨学金が占めており、低所得層においてはローン回避の問題が生じる可能性がある。また、アメリカ教育統計局が数十の調査データを公開しているのに比べ、日本の教育に関する調査データは公開が遅れていることも問題として挙げられている。

最も興味深い論文として、藤森(2007)が挙げられる。藤森は理工系学部における奨学金の利用に関して実証分析を行った結果、1999年の緩和以降奨学金は確かに低所得層に拡大されたものの、低所得層そのものが奨学金の拡大以上に大きくなっているため、奨学金の支給から取り残された低所得層が少なからず存在することが明らかになった。また、国立大学においては中所得層への拡大がなされていることも観察され、理工系の低所得層が、奨学金の拡大政策の恩恵をそれほど受けられなかったことが分かった。奨学金そのものの実証分析を行った論文は少なく、理工学部に限定した調査とはいえ、大変貴重だと言える。

先行研究から炙り出された日本の奨学金制度の問題点として、奨学金を必要としているはずの低所得の学生、あるいは家庭に対して、十分な支援を行えるような制度が整っていないことが分かる。具体的には、奨学金が支給される額の上限が学費や生活費を賄えるだけの水準にないことや、貸与型奨学金の占める割合が大きいことが問題である。また、奨学金あるいは広く教育に関連するデータが、アメリカに比べて整備されていないことは、データを分析して政策を形成し、その効果を実証分析して政策にフィードバックし、データが更新される毎に政策の妥当性を検証し直すという、官学の協力体制が機能していないことを如実に表している。こういった政策のベクトル的な問題に加え、そもそも財源が不足しているというスカラー的な問題も存在していることが想定される。以上を踏まえて第2節の政策提言に移る。

第2節 政策提言

無利子奨学金、有利子奨学金、給付奨学金の割合の見直しと増額

先の論文にもあるように 1999 年の緩和以降奨学金は確かに低所得層に拡大されたものの、低所得層そのものが奨学金の拡大以上に大きくなっているため、奨学金の支給から取り残された低所得層が存在している。有利子奨学金の割合を増やしても、低所得層はローン回避の選択をとるため、あまり効果的とは言えない。国の財源を使う以上は、民間の教育ローンとの差異も明確にしなくてはならないという意味でも、むやみやたらな有利子奨学金の増額には賛成できない。奨学金というものは元来、教育の機会均等を達成するためにできた制度であり、子供の質の価格の低下を目指すためには教育の機会均等は必ず守られなければならないものであり、奨学金制度の拡充は必要不可欠である。また、教育の機会均等が達成されなければ、社会の階層の固定化を生み、そういった階層の固定化には少子化に対しても影響を与えとも考えられる。

教育、奨学金関連の個表データの整備

日本では教育関連のデータの整備が遅れていて、アメリカほど実証的な研究が行われていない。日本の将来を担う有望な若者に対し、税金を使って支援するという重大な政策であるにもかかわらず、データの未整備により効果的な運営がなされていないのは問題である。データを分析して政策を形成し、その効果を実証分析して政策にフィードバックし、データが更新される毎に政策の妥当性を検証し直すという、官学の協力体制を築きあげることが重要である。

返還の所得連動型導入

未返済を防ぐために、所得連動型返還方式を提案する。所得連動型返還方式では、所得の一定割合を源泉徴収の形で回収する。そのため支払い能力に応じた返済額になる。また、生涯所得が低い者の債務が、生涯所得が高い者の債務より短い期間で消滅するようにすれば、返済総額も小さくなり、そのため、借り手側から見ると、自身の高等教育への投資効果が不確実であることからくるリスクを軽減することができる。このことは不完全情報による過小投資を回避することを意味し、経済効率性を高める。

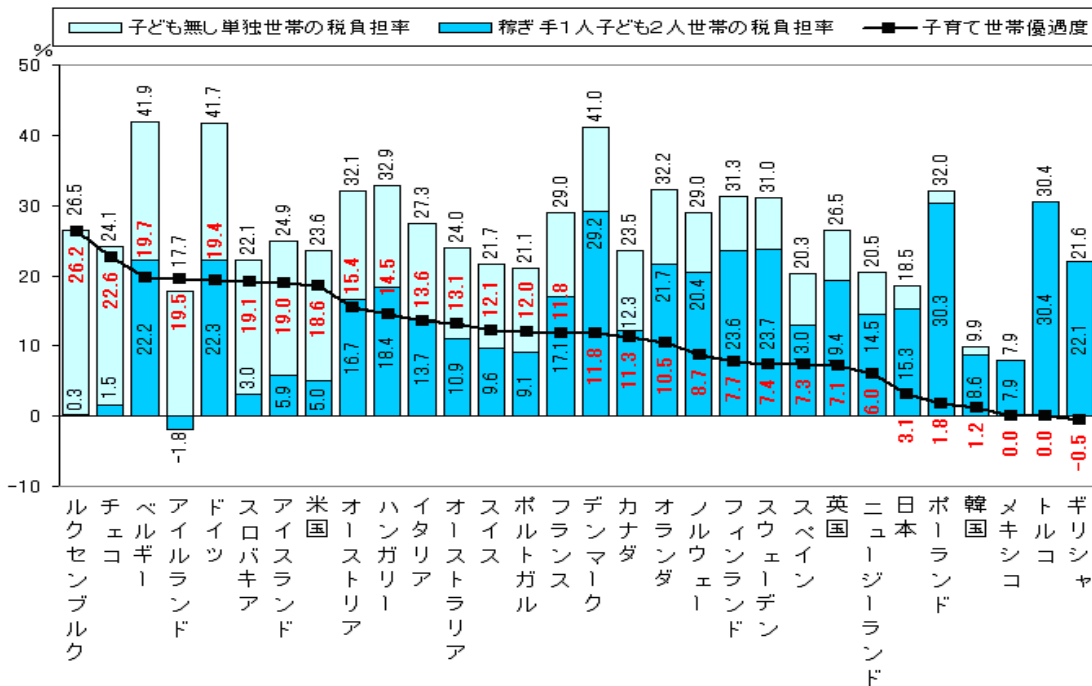
また、所得連動型導入は、借り手個人のレベルで見ると、返済額は若年期に小さく、所得が高くなった中年期に大きくなる。これは、個人の消費を中年期から青年期に振り向けるものであり、消費の年代間平準化を促す。高等教育への進学を考える者に、こうした所得連動型返還方式の特徴を十分に理解させることができれば、先に述べた負債への恐怖心や、ローン回避を軽減することができると考えられる。

第6章政策提言 還付式税額控除の導入

第1節 税制を用いた経済支援の現状

日本では居住者がその世帯に、0歳から15歳の扶養親族をもつ場合は所得税で38万円、住民税で33万円の扶養控除、15歳から23歳未満の扶養親族をもつ場合は所得税で63万円、住民税で45万円の特定扶養控除がつけられ、子育ての負担を軽減する一定の役割を果たしている。しかし先にも述べたが、教育費負担の心配が少子化の理由に挙げられているように、現行の制度だけでは少子化の歯止めをかけるまでにはいたっていないのが現状である。つまり、日本では子育て世帯に対する優遇処置の程度が低い、と考えられる。事実、図6-1からもわかるが、日本では子供が居る世帯と居ない世帯での税負担率に差があまりなく、子供を持つことへのインセンティブを、税負担の優遇を通してあげられるのではないかと考えられる。

図6-1 税金面から見た子育て世帯優遇度の世界比較(2005)



(注) 平均的な生産労働者の総所得に占める%、税負担は所得税と雇用者負担金から現金給付金を引いた額である。「子育て世帯優遇度」は、「子ども無し単独世帯」の税負担率から「稼ぎ手1人子ども2人世帯」の税負担率を差し引いた値であり、数値は赤字で示した。また国をこの優遇度の順に並べた。

(資料) 米国商務省, Statistical Abstract of the United States 2007(原資料はOECD資料)

(出所：社会実情データ)

文部科学省においても、平成 19 年の税制改革要望事項にこの扶養控除の見直しをあげている。同省は、「教育費の中でも高等教育における教育費負担が大きく、少子化対策としての扶養控除改革においても高校生・大学生の子供を持つ家庭への援助が切望される」「扶養控除の見直しは、少子化対策と同時に教育の機会均等の観点からも効果が期待できる」としている。

国別の税制を利用した子育て支援方法

アメリカ 国レベルの子育て支援は、扶養控除、児童税額控除、勤労所得控除の三つにより実現される。このうち児童税額控除は 17 歳以下の子供について一人あたり 1000 ドルの税額控除を認める制度である。ただし課税所得が 11 万ドル以上の世帯については所得が 1000 ドル上昇するごとに控除額が 5 ドルずつ減額される。給与所得控除や人的控除を考慮しつつ逆算するとアメリカの児童税額控除は、世帯収入が 1500 万円を超えると減額され 2000 万以上では適用がなくなる消失控除である。

勤労所得控除とは低所得を対象とする勤労促進税制である。これまでの福祉関連の支出が低所得における就労インセンティブを削いだという反省にたち、就労したほうが無職でいるよりも所得が増えるという税制にしている。ここで子持ちの場合のみは税額控除が加算される。

イギリス 子供一人あたり年額 11 万 17 万円の児童手当が存在するが、児童税額控除と勤労世帯税額控除による子育て支援はこれに匹敵する規模にある。いずれも税額控除と呼称されるが実際には手当が支給される仕組みである。所得税額との調整がないので所得税がゼロである低所得にも効果が及ぶ。支給額の算定に際して収入に応じた減額措置が講じられ、この算式が租税計算に類似しているため、税額控除と呼称される。なお、これらの税額控除は児童手当との調整はまったくなく併給される仕組みにある。

税額控除の規模は年収や子供の数に応じて設定されており子供が増えると増額、年収が増えると減額される。たとえば、年収合計が 25,60 ポンドで 3 人の子供がいる 5 人家族の場合、まず、児童税額控除 5615 ポンド、勤労世帯税額控除 3875 ポンドの合計である 9490 ポンドが提示され、これから所得額に応じて算出された減額 7340.8 ポンドが適用されるので、実際の支給額は 2149.2 ポンド(=9490 ポンド - 7340.81 ポンド、1 ポンド 200 円として年間約 43 万円)となる。年収が 6 万ポンドを超えると税額控除がゼロになる。この消失控除の考えはアメリカに同じである。

フランス 児童手当、勤労世帯税額控除の制度が存在する。フランスの課税単位は世帯単位であり、N 分 N 乗方式が適用される。フランスでは育児休業助成などが重視されているが、子育て家庭を税制面から支援する仕組みとしては保育料の半分を税額控除するものなどがある。

ドイツ 児童手当と扶養控除の選択性となっている。高所得者では限界税率が高いので児童手当を受給するよりも、扶養控除を選択したほうが所得税の納税額が低くなる。つまり、低所得者には一律の児童手当を支給し、高所得者には所得控除による減税メリットを働かせるという仕組みである。

スウェーデン 児童手当のみであり、税制措置は存在しない。スウェーデンのような高福祉国になると、子育て支援は保育サービスなどの現物給付が主体となるので保護者への金銭支援は少なくなるのだろう。

第2節 政策提言 還付式税額控除の導入

以上を踏まえて、教育費を軽減するための政策として、現行の扶養控除を所得控除から子供の数に応じた還付式の税額控除へ変更することを提案する。

第1項 現行の制度での税制を利用した教育支援...特定扶養控除

現行の制度では年齢16歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)については一般の扶養控除の割り増し措置として特定扶養控除が認められている。同控除は、平成元年の消費税導入に伴う所得減税の一環として働き盛りで収入は比較的多いものの、教育費の支出がかさみ生活にゆとりがない世代の一層の負担減を図る観点から設けられたものである。これを廃止し、子供の数に応じた還付式の税額控除の導入を提案する。

第2項 なぜ所得控除から税額控除に改めるのか

所得控除は累進税率のもとでは高所得者の税負担をより多く軽減することになるので結果的に高所得者を優遇する逆進的な効果をもつといえる。いっぽう税額控除は、特定の政策目的実施のために用いられ、一定の所得以下の納税者・世帯だけを対象とするので課税ベースの浸食が限定され、結果として所得税の累進性を高める効果を持つ。つまり所得控除と違い、低所得者のメリットが大きくなる。

特定扶養控除自体が、教育費支援を目的として設けられたものであるため、特定の政策目的を達成するためという意味では税額控除方式ほうが効率的である

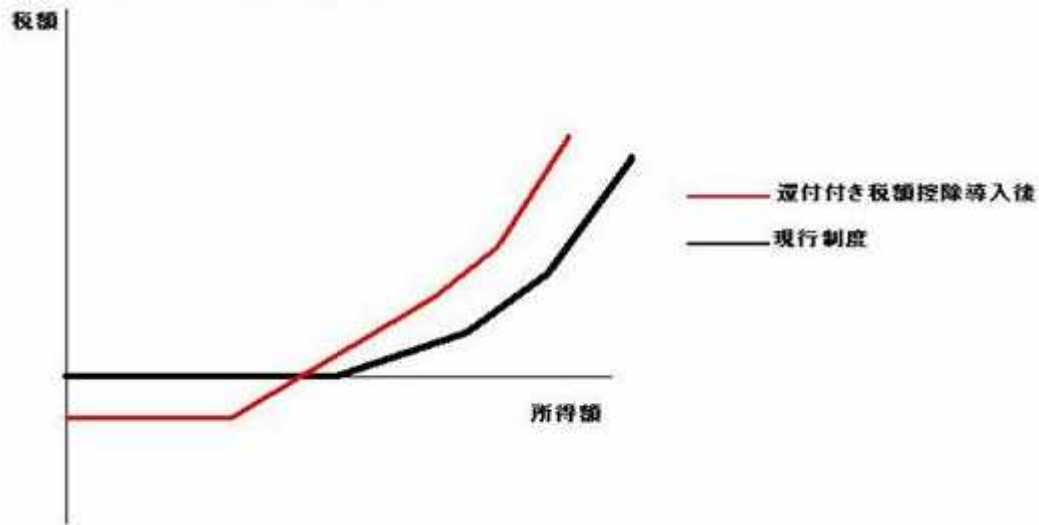
第3項 還付方式と非還付方式

税額控除は、その与え方により、さらに非還付方式と還付方式の2種類に分類される。それぞれ、効果は大きく異なる。伝統的な税額控除の概念と合致する非還付方式の場合、算出税額が税額控除によって相殺され、納付税額がゼロになるのみ。一方、還付方式の場合、算出税額が相殺されるのみならず、算出税額<税額控除額であれば、その差額が現金給付される。

OECD 諸国において、還付方式の税額控除が拡大しており、アメリカ、イギリスをはじめ、ベルギー、カナダ、フランス、アイルランド、ニュージーランドなどが還付方式の税額控除実施国として名を連ねている

以上より、教育費支援を主な目的として設けられた扶養控除を所得控除から還付式の税額控除とすれば、低所得層を中心に家計の経済的な負担感が緩和されると考えられる。下図は導入後のイメージ図である。

図 7 - 1 還付つき税額控除制度導入のイメージ図



(出所 :

第 4 項 導入の際の課題

- ・ 現行制度との整合性

現状の所得控除は配偶者控除や扶養控除について年齢に応じたさまざまな上乘せがつくなど、かなり複雑になっている。また、別途としてさまざまな手当(児童手当や児童扶養手当、生活保護手当)が存在する。税額控除を導入するにはこれらの制度との整合性を検討しなければならない。わが国においては税と社会保険料は別に徴収されており、こうした制度を実施するにあたっては、国税庁と社会保険庁の連携を強化する必要があると考えられる。

- ・ 制度執行の問題 納税者番号制の導入

日本には今まで還付付きの税額控除が存在しなかったため、どのようにその制度を執行するかが問題になってくる。税額控除による還付は納税申告書の提出でなされるため、資力調査が必要な生活保護と比べて制度への参加率が高いというメリットがある一方で不正受給を誘発する可能性がある点が問題である。実際アメリカでの EITC では不正受給が 30 パーセントに上るといわれ最大の問題となっている。この問題を解決するためには納税者番号制の導入が必要であると考えられる。

第7章 まとめ

これまで、教育費を中心として少子化の要因を探りそれに対する政策提言をしてきた。しかしながら少子化問題は経済的負担感以外にもさまざまな要因が複雑に絡みあっている問題である。よってその要因に対する政策全てが同時に、包括的に検討されなければならない。具体的に言うと、第1は、出産・育児の機会コストを減じる政策である。特に重要なのは育児休業が有配偶女性の出生意欲と出生率を共に高めるという事実であるが、その一方で、育児休業に対し企業の協力的態度が弱い法的には取れるはずの育児休業が実際には取りにくい環境がある。このため企業の負担感を増さずに、より多くの人々が育児休業を取れる社会制度や社会環境を作り出すことが極めて重要となっている。第2は、出産育児の心理的負担緩和や育児の喜びの促進をする政策である。特に夫や地域の役割の重要性や、育児経験を負担感の強い否定的な経験から喜びの勝る肯定的経験に変えることの重要性を認識しなければならない。さらに、妻の出生意欲が出生率に大きく影響し、その出生意欲は妻の夫との心理的共有度に大きく影響されることも認識されなければならない。また、一般に重要なのは、単なる夫の物理的育児参加時間や夫婦の会話時間でなく、妻が夫の育児参加や夫との会話に心理的に満足しているか否かであり、こういった心理面を重視した政策である。

以上のような政策と、本稿で我々が提言した教育費の経済的負担感を打開する政策が同時に、包括的にその役割を果たして初めて少子化問題が解決されるのではないかと考える。

参考文献・データ出典

《先行論文》

- 大山昌子(2004)「子どもの養育・教育費用と出生率の低下」『人口学研究』
加藤毅(2005)「奨学金政策から包括的学生支援システムに向けて」『IDE』
金子元久(2005)「高等教育の次の焦点 奨学金と授業料」『IDE』
栗山雅秀(2005)「奨学金制度の現状と課題」『IDE』
小林雅之(2007)「高等教育機会の格差と是正政策」『教育社会学研究』
島一則(1999)「親と大学生の学生生活費負担に関する実証的研究」『高等教育研究』
新谷由里子(2005)「親の教育費負担意識と少子化」『人口問題研究』
永井暁子(2002)「教育費は減少したか - 子供中心主義家計の行方 - 」『季刊経済研究』
山口一男(2005)「少子化の決定要因と対策について--夫の役割、職場の役割、政府の役割、
社会の役割」『家計経済研究』
文科省(2006)「平成19年税制改革要望事項」
ESRI 経済政策フォーラム「効果的な少子化対策のあり方を求めて」
内閣府「個人所得の課税ベースと税負担について」『政策効果分析レポート』

《参考文献》

- 『教育の経済分析』 小塩隆士 日本評論社
『教育の経済学』 案浦崇 学文社
『少子社会の子育て支援』 国立社会保障・人口問題研究所編
『エコノミストによる教育改革への提言』 / 経済企画庁経済研究所編

《データ出典》

- 全国消費実態調査平成16年
国勢調査平成16年